

プレスリリース

平成16年7月13日
農林水産省生産局

食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会
第3回需給小委員会の概要について

下記のとおり、食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会第3回需給小委員会が開催されました。

記

- 1 日時 平成16年7月12日（月） 13:55～16:00
- 2 場所 日本郵政公社本社2階 農林水産省共用会議室A～C
（東京都千代田区霞が関1-3-2）
- 3 出席者
委員等：別紙のとおり
事務局：竹原果樹花き課長、米野果実需給調整官、大出課長補佐（消費班） 等
- 4 配付資料：別紙のとおり
※なお、配付資料につきましては、農水省HPに掲載しており、また閲覧用として報道室に置いてあります。
- 5 議事概要
 - (1) 第2回需給小委員会の内容確認について
小委員会におけるテーマごとの整理を、資料3「第2回需給小委員会の概要について(6/3)」により行い、内容の確認を行った。
 - (2) 中間論点整理（案）を取りまとめるに当たっての考え
中間論点整理（案）の取りまとめに当たり、小委員長として各委員からの意見を踏まえ、公平性、効率性、実現性の3つの観点から資料の取りまとめを行う旨の説明があり、今までの議論の整理として事務局より「消費」、「流通・加工」の課題について、資料4、6により説明を行った。また、「くだものの消費に関するアンケート調査」の結果概要について、資料5により報告を行った。
 - (3) 中間論点整理（案）についての議論
事務局からの資料7の説明に対し、委員からの主な意見は、以下のとおりであった。
【消費】
 - ① 「毎日くだもの200g運動」については、知名度が十分ではなく、もっと効果的にPRすべきである。PRに際しては、果物を野菜と同列に扱うのではなく、栄養成分が異なることから、野菜と切り離し、栄養面での果物独自の特長や優位性を前面に出して行うべきではないか、
また、厚生労働省の食生活改善推進員や医者等にも果実の持つ健康機能性等を周知することにより、このような人を通じて、一般消費者にも効果的に普及できるのではないか等の意見があった。

- ② カットフルーツの導入において、コストの面だけではなく、品質や衛生の面等についても検討すべきではないか。また、カットフルーツの材料としては、品質・価格が安定している輸入品が好まれている現状にあり、国産を使う場合には、使用する果実に同様の条件が必要ではないか等の意見があった。
- ③ 流通関係の委員からは、消費者に対してどこまでの内容の商品情報を提供すべきか疑問であるとの意見があり、これに対して、消費者側の委員からは、消費者の意見も多様である旨の意見があった。
- ④ 消費者に対し、内部品質をいかに定量的に提供すべきかが課題との意見があり、内部品質を含む規格の設定について、記述すべきとの意見があった。
- ⑤ 消費者ニーズに応じ、生果、カットフルーツ、果汁等それぞれ自由に摂取できるような環境整備が必要であり、特に子供にとって1日3食の1食となる学校給食で摂取してもらうことが効果的との意見があった。

【流 通】

- ① 生鮮JANコード利用による果実1個単位の価格設定については、全ての小売店で個売りをするわけではないので、果実全体で実施する必要があるかのような誤解を招かないよう、必要な修正を行うべき、
- ② 流通コストの低減には、資材として通いコンテナが唯一の手段ではないので、記述の修正が必要、等の意見があった。

【加 工】

- ① 生産者団体の委員から、国産果汁の原料原産地表示について、ブレンド等により国名・県名の表記は困難であるものの、「国産100%のもの」は国産の表示ができるよう努力したい旨の意見があった。
- ② 国産果実が持つ健康機能性成分に着目した加工品の開発においては、その果実が保有する健康機能性成分を損なわないような品質の高い製品を開発することが重要であり、記述を修正すべき等の意見があった。

(4) 中間論点整理（案）のまとめ

中間論点整理（案）に対する各委員からの意見については、小委員長が必要に応じ反映したものを各委員に確認の上、成案とすることとし、次回の果樹部会において、小委員長から報告されることとなった。

なお、次回以降の開催日程については、部会長・小委員長と相談して決定することになった。

〔照会先〕

生産局果樹花き課企画班 中村
〒100-8950
東京都千代田区霞が関1-2-1
電話03-3502-8111（内3622）
直通03-3501-3081

平成16年8月5日
農林水産省生産局

平成16年度第2回食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会の概要について

下記により食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会を開催しましたので概要をお知らせします。

記

- 1 日 時：平成16年8月3日（火）13：30～16：40
- 2 場 所：日本郵政公社本社2階 農林水産省共用会議室A～C
（東京都千代田区霞が関1-3-2）
- 3 出席者
委員等：別紙のとおり（委員・臨時委員・専門委員（小委員長））
事務局：大臣官房審議官、生産局竹原果樹花き課長、米野果実需給調整官 等
- 4 配付資料：別紙のとおり
※なお、配付資料につきましては、農水省HPに掲載しており、また閲覧用として報道室に置いてあります。
- 5 議事概要
 - (1) 果樹農業振興基本方針についての検討内容
これまでの検討内容及び今後の検討内容について、事務局より資料3、4、5、6により説明を行った。
 - (2) 小委員会からの報告等
事務局より小委員会で取りまとめた中間論点整理の取りまとめの考え方について説明後、小委員長より資料8「果樹農業振興基本方針の策定に当たっての中間論点整理（案）」を読み上げて報告。
 - (3) 中間論点整理（案）についての議論
委員からの主な意見は、以下のとおりであった。
 - ① 産地・担い手
 - 果樹産地の構造改革
 - ・ 果樹産地構造改革計画の策定により、産地の構造改革を進めることは必要。さらに、計画を進める上で、①地域の自主性の保持、②産地内の合意形成を図るための行政の役割、③計画の評価を行う上での一定期間の確保、④基盤整備のための財源確保が必要ではないか。
 - ・ 産地内の合意形成をボトムアップで進めるため、果樹産地構造改革計画に「意志決定の仕組み」を位置づけることが必要。計画策定には、中山間地域等直接支払の集落協定の実態も参照すべき。
 - ・ 産地の構造改革を進めるためには、基盤整備、園地集積、労働力の確保が重要な課題であり、これらを一体的に進めることが必要。
 - 担い手
 - ・ 担い手の捉え方として、認定農業者という制度や規模で制限するのではなく、多様な担い手がいるという果樹の特性を踏まえ、検討して欲しい。
 - ・ 現在、果樹産地は高齢者で維持されているが、担い手としては、将来的に果樹の生産を持続的に行う農業者がのぞましい。

- ・ 果樹経営を検討する上で、品目別（かんきつ・落葉果樹・その他）に経営内容が違ふことに留意すべきであり、特に低い所得のかんきつ等の実態について、考えるべきではないか。
等の意見があった。

② 経営

○ 需給調整

- ・ 「時期別の出荷調整を確実に実施するための制度的位置づけが必要」については、実態を踏まえて今後検討すべき
等の意見があった。

○ 経営支援

- ・ 生産者委員より現行の果樹経営安定対策については一定の効果があつたが、今後の経営支援策を考える上で、現行制度や保険制度を比較・検討の上、長続きするような制度を検討すべき。
- ・ 経営支援対策に当たっては、コスト削減に資するような対策に目を向けるべきではないか。
等の意見があった。

③ 流通

○ 輸出

- ・ 果実の輸出体制の整備として、「関係機関の一体的な取組みが必要である」旨について追記すべき。
- ・ 海外市場開拓、日本産ブランドとしての統一した出荷表示等を進める上で、「高品質果実の輸出」を強調した記述を行うべき。
等の意見があった。

④ 加工

- ・ みかんのストレート果汁を拡大する上で、早生うんしゅうでは高品質化が難しいことに留意すべきではないか。
- ・ 加工品の原料原産地表示は重要であり、国民が商品選択できるよう、情報提供を進めるべきではないか。
等の意見があった。

⑤ 消費

- ・ 果物の消費運動を進める上で、朝食に果物を食べるなどの具体的な方策を示すべき。また、果実の摂取の現状を十分踏まえた取組を推進すべきではないか。
- ・ 若年者層への果実の消費拡大を図る上で、コンビニ・外食産業への導入を進めるべきではないか。
- ・ 国産果実の旬についてもっとアピールしていくべき。
等の意見があった。

(4) まとめ

部会長より、中間論点整理について委員からの意見をより適切に反映させるとの観点から、部会長が事務局と意見を出した委員と相談の上、修正を加え8月11日（水）に取りまとめの上、公表することとなった。

【問い合わせ先】

生産局果樹花き課企画班

担当：中 村

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

電話 03-3502-8111（内3622）

直通 03-3501-3081